

課外活動（体育会）に参加される学生の皆様へ

スポーツ振興グループ

10月12日以降の課外活動（体育会）の取り扱いについて【活動段階Ⅱ】（10月8日更新）

10月12日以降の課外活動（体育会）の取り扱いについては、緊急事態宣言の解除に伴う大阪府からの要請に基づき、下記のとおりとします。活動に際しては、原則、1人あたり1日5時間とし、屋内外問わず100名を最大上限人数とします。

ただし、①連盟等主催の公式戦・大会に参加する場合、②学外団体との練習試合・合同練習を行う場合、③関係者のみの自主開催行事を行う場合、④合宿及び宿泊を伴う活動（公式戦を除く）を行う場合、の取り扱いについては、次ページの表のとおりとします。

その他不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談してください。なお、引き続き日常生活から基本的な感染症対策を講じることはもちろん、活動前後の食事会や懇親会には参加しないでください。

また、高槻キャンパス、堺キャンパス、高槻ミュージックキャンパスにおける課外活動については、各キャンパス独自の取り扱いを設けていますので、各キャンパスを活動拠点にしていた団体が活動を行う場合は、所管窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々更新されることから、本学の対応も状況に応じて変化します。課外活動に関する今後の対応については、インフォメーションシステム等で最新情報を発信しますので、適宜確認してください。

記

【活動段階Ⅰ～Ⅲにおける活動の目安】



※活動段階ごとの具体的な取り扱い、段階を移行するタイミングについては、対策本部会議と協議の上、適宜判断する。

※不明な点等があれば、個別に対応しますのでスポーツ振興グループに相談すること。

1 活動段階Ⅱの取り扱いについて

(1)対象期間 10月12日(火)～10月31日(日)

活動場所	対象施設	活動時間	許可する活動
千里山キャンパス (屋内施設)	中央体育館 東体育館	【月曜～土曜】 7:00～21:00 【日曜】 7:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・1クラブ100名以内で活動すること。 ・1日1人につき5時間まで使用可。 ・感染症対策を講じた上で活動すること。
	養心館専用施設 凱風館専用施設 千秀館道場 100周年記念会館プール	【月曜～土曜】 7:00～21:00 【日曜】 7:00～20:00	
千里山キャンパス (屋外施設)	中央グラウンド※ 北広場※ 屋内練習場 空中テニスコート ソフトテニス場 KBF※ 弓道場	【月曜～土曜】 7:00～21:00 【日曜】 7:00～20:00 ※照明は20:00消灯	
千里山キャンパス (その他施設)	部室 更衣室(シャワー室含む) ミーティングルーム	/	<ul style="list-style-type: none"> ・部室は更衣のみとし(マネージャーによる事務作業除く)、更衣室も使用可とする。ただし、「マスク着用」「会話禁止」「短時間」「換気」を徹底のうえ使用すること。 ・ミーティングはオンラインで実施し、ミーティングルームの使用は控えること。

注1) 部室の鍵の取り扱いについて

早朝練習(7:00～9:00)を希望するクラブは、「鍵の受取許可願」をスポーツ振興グループに提出すること(「体育会マネージャー必携」参照)。また、活動終了時には必ず施錠し、閉館時刻までに返却すること。**【体育施設閉館時刻 ◆月曜～土曜 ⇒ 22:00 ◆日曜 ⇒ 20:00】**

注2) 学外施設を使用する場合は、当該施設のガイドラインを厳守し、十分な感染症対策を講じること。

(2)公式戦、練習試合、自主開催行事、合宿等の取り扱い

①連盟等主催の公式戦・大会	主催団体の参加条件・ガイドライン等を順守すること。COVID-19検査(PCR検査または抗原検査)が義務付けられていない場合でも、自主的な検査の実施を推奨する(特に関西圏外や宿泊が伴う場合)。
②学外団体との練習試合・合同練習	相手校を含めて十分な感染症対策を徹底したうえで実施するとともに、COVID-19検査の実施を推奨する。
③関係者のみの自主開催行事	①観客は関係者(OB・OG、保護者等)に限る(不特定多数の集客を伴うものは不可)、②参加学生のCOVID-19検査の実施、③会場のガイドライン(収容人数・座席位置等)、④その他感染防止対策の徹底、を順守できる場合に限り実施を認める。
④合宿及び宿泊を伴う活動(公式戦除く)	①COVID-19検査の実施、②指導者の帯同、③食堂以外での喫食及び懇親会の禁止、④個食/黙食の徹底、⑤少人数部屋での宿泊、⑥その他感染防止対策の徹底、を順守できる場合に限り実施を認める。

【備考】

- ・接触を伴う活動及び大きな声を伴う活動は、関係団体等が作成している感染症対策拡大予防ガイドラインを順守のうえ、十分な感染症対策を講じること。
- ・土・日・祝の活動は、可能な限り指導者が帯同すること。帯同できない場合は、緊急時等、常に連絡をとれる体制を整えておくこと。
- ・課外活動団体に感染者が発生した場合、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査が完了するまで、当該団体の活動を停止する。ただし、保健所による濃厚接触者特定範囲の調査の段階で明らかに濃厚接触者に該当しない者に限定して、所管保健所と協議の上、活動を認める場合がある。
- ・施設使用上のルール及び下記「2 活動段階Ⅱにおける順守事項について」を順守しない団体があった場合は、当該団体の活動を停止する。

2 活動段階Ⅱにおける順守事項について

(1) 活動条件

- ・各都道府県の指示や利用する施設・大学の要請を順守すること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口に報告すること。

ア 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛・体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。

イ 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。
ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、屋外での活動で十分な距離が確保される時や、屋内でもマスク着用のため息苦しくなるなどあれば、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・部室、更衣室においてもマスクを着用し会話は控えること。
※着用するマスクは、飛沫防止の観点から、不織布マスクを推奨する。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設入館時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体で消毒を行うこと。

ウ 室内環境の管理 ※キャンパス外施設を利用する場合は、当該施設管理者の定めたルールに従うこと。

- ・室内換気の徹底
 - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
 - ②屋内で活動する場合は必ず換気を徹底すること。
※換気の徹底が十分でないとは判断される場合は、毎時2回以上（30分に1回以上、数分間程度の窓を全開にして換気を行うこと）
- ・施設使用后、換気を行った上で使用備品及び汗や飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理をすること。

エ その他の留意事項

- ・3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・対人距離（少なくとも1 m以上）を確保すること。また、強度の高い活動においては必然的に呼吸が激しくなるため、より一層の身体的距離を確保すること。
- ・ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施すること。
- ・関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・課外活動前後の食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅・下宿も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。

- ・課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。

(2) 必要な手続き

- ・「事業届」及び「感染症対策の内容（書式不問）またはガイドライン等」の提出
活動場所（学内・学外）及び内容（公式戦、練習試合、練習、ミーティング等）を問わず、活動する際は必ず事業届及び感染症対策の内容（書式不問）またはガイドライン等をスポーツ振興グループに提出すること。

3 その他

- ・（飲食を伴わない）会話のみの場面や換気が行われている室内においても、感染が確認されています。活動中も可能な限り、マスクの着用を徹底してください。
- ・新型コロナワクチンの接種は、感染症から自分自身を守るために実施するものです。学生の皆様も接種へのご協力をお願いします。
- ・ワクチンを接種した方は、新型コロナウイルス感染症の重症化を予防できると期待されていますが、感染を予防できない場合があります。引き続き、感染症対策の徹底に努めてください。
- ・感染症まん延防止の観点から、定期的なCOVID-19検査（PCR検査または抗原検査）の実施を推奨します。

以 上